

最高裁判所 (第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和元年9月5日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成31年3月19日判決、本資料269号-32・順号13255)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年9月27日判決、本資料268号-91・順号13196)

決 定

申立人	C
申立人	D
申立人	E
相手方	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	横田 美代子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和元年9月5日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 木澤 克之

裁判官 池上 政幸

裁判官 小池 裕

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也